

令和7年度 いじめ防止に係る全体計画

東広島市立三ツ城小学校

日本国憲法
教育基本法
学校教育法
学習指導要領

【いじめ防止対策推進法】

第二条

いじめの定義

第四条

いじめの禁止

第十三条

学校いじめ防止基本方針

第十五条

学校におけるいじめの防止

第二十二條

学校におけるいじめの防止等の対策のための組織
(平成 25 年 6 月 28 日公布)

【いじめの防止等のための基本的な方針】

(平成 25 年 文部科学省)

【東広島いじめゼロ宣言】

(平成 26 年 東広島いじめゼロ！子どもサミット)

【学年いじめゼロ宣言】

毎年6月までに作成

校訓 「和」

【学校教育目標】

「つづける」「つながる」「つくす」

【めざす子ども像】

自ら学び、みんなと伸び、未来を切り拓く子どもの育成

【三ツ城小学校いじめ防止基本方針】

いじめの早期発見の手立てや、いじめが起きた場合の対応の在り方等のポイントを具体的に示すとともに、いじめの未然防止、早期発見、早期対応についての基本的な認識や考え方について示したもの

いじめ防止委員会

校務運営規程

(いじめ防止等に係る校内委員会)

第 19 条 いじめを早期に発見し、いじめ防止に向けた取組を推進していくためいじめ防止等に係る校内委員会を置く。

2 いじめ防止に係る校内委員会は、校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、外部講師（スクールカウンセラー等）、その他校長が認める職員をもって構成する。

各教科

○「生徒指導提要」に示された生徒指導の実践上の視点を生かした授業改善を図り、基礎・基本の確かな定着を図る。

《自己決定の場の提供》

・学習規律の定着
(つづける子)

《自己存在感の感受》

・自分の考えをもち、交流する中で意見をつなげ、自分の考えを深める授業づくり (つながる子)

《共感的な人間関係の育成》

・教職員と児童及び児童同士が尊重し、共感的に理解したり、人の役に立つ喜びを感じたりする活動
(つくす子)

《安全・安心な風土の醸成》

・互いの個性や多様性を認め合い、安心して学べる風土づくり
・自己評価、相互評価、教師間評価による学びの実感

生徒指導部

○生徒指導主事を中心として、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に組織的に取り組む。

・いじめアンケート（6月・11月・2月）、個別の面談（7月・12月）等、学校全体の取組を推進する。

・毎月第4火曜日に行う生徒指導推進委員会において、各学級の状況を報告、いじめにつながる事案についての情報交換と指導方針を協議する。

・いじめが発生した場合には、いじめ対応マニュアルに基づき、的確に対応する。

・「生徒指導提要」を活用した定期的な校内研修を行い、教職員がチームとなって積極的な生徒指導の充実を図る。

いじめ相談窓口

教頭・生徒指導主事・養護教諭

道徳科

○児童が心をひらいて豊かにかかわり合う中で、望ましい人間関係を形成し、よりよい学校生活を築こうとする自主的・実践的な態度を育てる。

・生命尊重に係る内容項目を年3回実施する

【地域の実態】

○新興住宅やマンションが多く、地域とのかかわりをもとうとする気持ちが薄い。
○交通量が多く、自然と触れ合う場や遊び場が少ない。

【学校の実態】

○新興住宅地に位置しており、保護者の教育に対する関心は高く、学校への期待も大きい。
○大規模校で児童数や学級数、職員数が多い分、異学年合同での活動が組みにくく、縦割りでの集団のかかわりが少ない。

【児童の実態】

○素朴で素直な児童が多いが、礼儀・規範意識について課題のある児童がいる。
○近年、自己中心的な児童が増え、家族以外の他者とコミュニケーションがとりにくい児童が増えてきている。コロナ禍で欠席することへ抵抗感が薄れ、そのまま学校に来づらくなる児童も増加傾向にある。

特別活動

○集団の一員としての自覚を深め、協力してよりよい生活を築こうとする自主的・実践的な態度を育てる。

《児童会活動》

・「東広島いじめゼロ」宣言に対する取組

《学級活動》

・全校集会と学級活動をリンクさせた全校一斉の取組
7月 いじめの実態把握
(児童アンケートから)

12月 いじめの実態把握
(児童アンケートから)

2月 いじめの実態把握
(児童アンケートから)

《体験的な活動》

・社会・勤労体験
・ボランティア体験
・集団宿泊活動

《異年齢集団活動》

・1年生を迎える会
・6年生を送る会
・クラブ(4・5・6年生)

家庭・地域・関係機関との連携

○安心・安全な学校を基盤とする。

○家庭・地域・関係機関との連携と交流を深め、協力体制を確立して、いじめ防止を推進する。

○家庭や地域の一員としての自覚と自己有用感をもたせ、地域に貢献できる児童を育成する。(つくす子)

- ・ホームページ、学校だより「みつじょうの丘」、PTA 広報紙「みつじょうの風」、学年通信等による情報の発信
- ・参観日、学級懇談
- ・PTA 活動や地域行事への参加